

別紙

諮問第1694号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対し、令和4年3月30日付3建用調第213号「調停資料の調査について（回答）」のうち、回答文書を特定して行った本件一部開示決定は、妥当である。なお、これに加えて、起案文書及び東京都総務局訟務担当部長（以下単に「訟務担当部長」という。）からの照会文書を対象公文書として新たに特定し、開示、不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が東京都に対して申し立てた調停事件（以下「本件調停事件」という。）に関し、1）第1回調停期日前に、東京都内部にて、本件調停事件に対してどのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記した書面の全て、2）第1回調停期日でのやり取り内容が記録・報告された書面、3）第1回調停期日後に、東京都内部にて、本件調停事件の第2回調停期日について、どのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記した書面の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年11月8日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、令和4年3月30日付3建用調第213号「調停資料の調査について（回答）」のうち、回答文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別表のとおり、条例7条2号、3号、4号及び6号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年5月24日に実施機関から理由説明書を、同年6月5日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年1月25日（第244回第一部会）から同年4月19日（第246回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件調停事件の第一回調停期日前に訟務担当部長からの照会に対して、建設局用地部長が回答した文書である。

訟務担当部長宛ての回答文には、「本件請求に応じられない事情の有無、詳細」及び「本件調停を遂行するについての希望」といった本件調停事件に対し担当部署が希望する方向性が記載されている。

また、別紙1として、「本件調停が申し立てられるに至った経緯の詳細」に関する資料、別紙2として「申立書に記載してある原因事実の認否」に関する資料及び別紙参考資料として「その他、本件について参考となる事項」に関する資料から構成されている。

イ 本件一部開示決定について

本件一部開示決定について、審査請求人は、本件調停事件の当事者であるため、記録の閲覧が可能な立場にあることから、民事調停手続の非公開性や事件記録の閲覧制限の規定を非開示の根拠とする実施機関の主張は誤りであり、本件調停事件において問題とされた事項について、その検討過程を明らかにして、相手方の理解を得る活動を実施することが東京都（以下「都」という。）の求められる態度及び業務である旨主張している。

これに対し実施機関は、条例の定める開示請求においては、開示請求者に係る個

別的事情にかかわらず、その開示の可否については、文書に記載されている情報の性質や内容等により判断することが予定されており、開示請求者が誰であるかといった個別的事情を考慮して判断することとはされていないことを前提に、条例 7 条 2 号、3 号、4 号及び 6 号に該当する部分を非開示とした旨説明する。

審査会は、条例に基づく情報公開制度は何人に対しても開示請求を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかによって結論を異にすべきものではなく、何人も等しく同様に扱うこととされていることを踏まえ、別表に掲げる非開示情報のうち、審査請求人が審査請求の対象外とした「代理人印影」を除く、本件非開示情報 1 から 4 について、条例 7 条各号に該当するかを以下において判断する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、本件対象公文書のうち、訟務担当部長宛ての回答文及び別紙 2 中の「事実関係確認調査書」に記載されている、本件調停事件への実施機関の対応の方向性等に関する内容である。これらの情報について、実施機関は、調停手続での都側の主張に直結する内容が記載された部分であり、これを事後的にでも公にしなければならないとすると、調停手続において当事者や調停委員等が自由かつ率直な意見等を表明することが困難となることは明らかであり、調停の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例 7 条 6 号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、本件調停事件を担当する総務局からの照会に対して、申立人との土地取得等に係る協議を担当した建設局が回答した文書であり、このうち、本件非開示情報 1 は、実施機関と申立人とのこれまでの交渉のてん末、申立書に記載されている事実の認否、本件調停事件を遂行するかどうかの建設局の希望が記載されたものであることが確認された。

審査会が検討するに、総務局は、建設局の希望を踏まえ、本件調停事件の資料を作成するものと認められることから、本件非開示情報 1 を公にすることにより、調停に至る経過や当事者である都の判断等の検討段階の情報が明らかとなると、実施機関の現在及び将来における民事調停事件の当事者としての地位を不当に

害するおそれがあるとともに、民事調停事件に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2、3 及び 4 について

本件非開示情報 2、3 及び 4 は、本件対象公文書のうち、別紙 1、別紙 2 及び別紙参考資料に記載されている、本件調停事件に係る、移転工法、補償内容等についての関係人意見、図面等である。これらの情報について、実施機関は、個人に関する情報については、特定の個人を識別できるものであることから条例 7 条 2 号に、一般に公表していない法人の財産等に係る情報については、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められることから同条 3 号に、また、都と関係人との交渉経過詳細等については、用地取得事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 6 号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2、3 及び 4 には、本件調停事件に係る、申立人やその関係者と実施機関との交渉経過の内容及び関係資料における、関係人の意見、関係人所有の土地・物件の概要、建物構造や周辺住宅の図面・写真、移転工法、補償金額及び補償内容等の詳細が記載されていることが確認された。

このことを踏まえて審査会が検討するに、本件非開示情報 2、3 及び 4 は、都が行う用地取得に係る交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、都の当事者としての地位を不当に害し、用地取得に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められることから、個人や一般に公表していない法人の財産等に係る情報を含めて、条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号及び 3 号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

エ 対象公文書の特定について

本件開示請求に係る対象公文書について、審査会が実施機関に確認したところ、令和 4 年 3 月 30 日付 3 建用調第 213 号「調停資料の調査について（回答）」に係る文書として、本件対象公文書である回答文書のほか、起案文書（以下「本件起案文

書」という。)及び訟務担当部長からの照会文書(以下「本件照会文書」という。)
が存在することが確認された。この点について、実施機関は、本件照会文書につ
いては総務局が本件開示請求に係る対象公文書として別途開示していることから、建
設局においては対象公文書から除外したと説明する。

しかしながら、審査会が総務局において開示した文書を確認したところ、決定前
の案文とその起案文書であることが確認された。決定前の案文は、本件照会文書と
概ね同内容であるものの、案の段階の文書であることから、建設局で保有する本件
照会文書とは異なる文書であると認められる。

また、本件開示請求が、「第1回調停期日前に、東京都内部にて、本件調停事件
に対してどのような方針で対応するかについて協議・検討・報告等した内容を記し
た書面の全て」という内容であることを踏まえると、本件起案文書は「協議」に係
る文書に該当するものであると認められる。

したがって、本件起案文書及び本件照会文書を対象公文書として新たに特定し、
開示、不開示の決定を行うべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、こ
れらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件非開示情報

本件対象公文書: 令和4年3月30日付3建用調第213号「調停資料の調査について(回答)」

回答文

文書名	本件非開示情報		根拠規定
	番号		
「調停資料の調査について(回答)」	1	本件請求への対応の方向性等	7条6号

別紙1 (本件調停が申し立てられるに至った経緯の詳細)

協議の経過(概要)	3	関係人氏名、住所、関係人所有の土地、物件状況、都と関係人との交渉経過詳細等	7条2号
別添資料(協議の経過(時系列順))			7条3号 7条6号
・上記資料(図面等)、「〇〇にて計画・ 「〇〇〇・案」の提言	3	移転工法、補償内容等	7条3号 7条6号
関係人提出資料(2021年6月14日付 〇〇から東京都北多摩北部建設事務所宛て送付資料)	3	関係人氏名、住所、関係人所有の土地、物件状況、都と関係人との交渉経過詳細等、代理人印影(審査請求対象外)	7条2号 7条3号 7条4号 7条6号
令和3年7月14日付、東京都北多摩北部建設事務所から〇〇宛て「2021年6月14日付「ご連絡」(回答)」	2	移転工法、補償内容等についての関係人意見等	7条6号
令和3年8月24日付、〇〇から都担当者宛てメール「20210324 受領補償金概算額のお知らせ」	3	交渉経過等 関係人氏名・メールアドレス	7条2号 7条3号 7条6号
令和3年9月 資料送付状(東京都北多摩北部建設事務所から〇〇宛て)	2	移転工法、補償内容図面	7条6号
・上記資料(1) 補償内容に関する資料(2) 〇〇に関する資料	4	関係人所有の土地、物件概要、建物構造の詳細図面、関係人所有物件写真、移転工法、補償金額等	7条3号 7条6号
2021年11月29日付、〇〇から東京	3	都と関係人との交渉経過	7条6号

都宛て「ご連絡」		代理人印影（審査請求対象外）	7条4号
・上記資料	2	移転工法、補償内容等についての関係人意見、図面等	7条6号
令和3年3月22日付、〇〇から東京都宛て「書類送付書」、「ご連絡」	3	関係人氏名、住所、関係人所有の土地、物件状況、都と関係人との交渉経過詳細等 代理人印影（審査請求対象外）	7条2号 7条4号 7条6号

別紙2（申立書に記載してある原因事実の認否）

事実関係確認調査書	1	本件請求への対応の方向性等	7条6号
事業認可時告示（官報）	—	—	開示
令和3年3月10日付、北多摩北部建設事務所用地課長から用地部調整課長宛て「移転工法に関する協議書」	3	関係人氏名、住所、関係人所有の土地、物件状況、都と関係人との交渉経過詳細等	7条2号 7条3号 7条6号
折衝メモ			
非木造建築物等積算委託標準仕様書	—	—	開示

別紙参考資料（その他、本件について参考となる事項）

目次	—	—	開示
事業認可時告示（官報）	—	—	開示
案内図	4	周辺住宅が表示された地図、測量図等	7条3号
現況重ね図			
土地登記簿謄本、建物登記簿謄本、法人登記簿謄本	—	—	開示
公図	—	—	開示
地積測量図	4	周辺住宅が表示された地図、測量図等	7条3号 7条6号
物件調査書	4	関係人所有の土地、物件概要、建物構造の詳細図面	
現地写真	4	関係人所有物写真	
収用委員会パンフレット「土地収用の	—	—	開示

あらし」			
------	--	--	--